

下記事業についてプロポーザル参加者を公募するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の11第2項及びみよし市契約規則（昭和42年規則第1号）第5条の規定に基づき公告する。

令和5(2023)年 4月 6日

みよし市病院事業管理者 成 瀬 達

記

1 案件番号・案件名

案件番号 第1号

案件名 みよし市民病院情報システム更新

2 業務内容

電子カルテシステムを含む情報システム関連機器の更新

詳細は、「みよし市民病院情報システム更新仕様書」のとおり

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和6(2024)年3月31日まで

4 提案見積上限額

480,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※ただし、保守・サポートに係る費用は除く

5 参加する者に必要な資格に関する事項

このプロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる条件のいずれにも該当する者とします。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当しない者であること。
- (2) 契約締結日に、みよし市競争入札参加資格者名簿に登載されている者であること。
- (3) 公告日から契約締結日までの間に、「みよし市入札参加停止等措置要領（平成25年2月21日施行）」に基づく措置及び「みよし市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書（平成25年3月14日付けみよし市長等・愛知県豊田警察署長締）」に基づく排除措置又はこれに準ずる措置を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (5) 自社で開発したパッケージ型電子カルテシステムを保有しており、その電子カルテシステムについて平成30(2018)年4月1日以降に許可病床数100床以上の医療機関で導入した実績を5件以上有する者であること。

6 参加申込の方法

本プロポーザルに参加を希望する場合は、下記に定める参加申請書類を提出すること。

(1) 参加申請書類

- ア 参加申込書（様式第1号）
- イ 会社概要調書（様式第2号）
- ウ 業務実績調書（様式第3号）
- エ 会社概要（会社パンフレットなど任意）

(2) 提出部数

各1部

(3) 提出方法

市民病院管理課へ直接または郵送で提出

（ただし、郵送による場合は、書留郵便で提出期限までに必着のこと。）

(4) 提出期限

令和5(2023)年4月26日（水）午後5時まで

7 参加資格の確認

提出を受けた参加申請書類等により、参加希望者が参加資格を満たしているかの確認を行い、令和5(2023)年4月27日（木）までに別途通知する。

8 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して質問がある場合は、「質疑書（様式第4号）」に記載し、提出期限までに提出すること。

(1) 提出書類

質疑書（様式第4号）

(2) 提出方法

電子メール（必ず着信を確認すること）

(3) 受付期間

令和5(2023)年4月6日（木）から令和5(2023)年4月13日（木）午後5時まで

(4) 回答方法

令和5(2023)年4月19日（水）までにホームページに掲載する。

9 企画提案書等の提出

参加資格確認の通知により、参加資格が「有」とされた者は、下記の書類を提出期限までに提出すること。なお、企画提案書の提出は1者につき1案とする。

(1) 提出書類

- ア 企画提案書等提出届（様式第6号）
- イ 企画提案書（様式自由）
- ウ 業務実施体制調書（様式第7号）
- エ 配置予定者調書（様式第8号）
- オ 仕様確認書（様式第9号）
- カ 見積提示金額調書（様式第10号）

(2) 提出部数

正本1部、副本15部、電子媒体1部（CD-R）

(3) 提出方法

市民病院管理課へ直接

(4) 提出期限

令和5(2023)年5月10日（水）午後5時まで

(5) 作成方法

別紙「企画提案書等作成要領」に基づいて作成すること。

10 参加辞退届

参加申請書類を提出した後に、参加を辞退する場合は、「参加辞退申出書(様式第11号)」を提出するものとする。

11 プレゼンテーション

(1) 日時

令和5(2023)年5月19日（金）午後2時から（予定）

(2) 選定結果通知

令和5(2023)年5月24日（水）に書面で通知する。

12 審査機関

プロポーザルに関する審査については、みよし市民病院情報システム更新選定委員会において実施する。

1 3 その他

- (1) プロポーザル参加に要する費用はすべて参加者の負担とします。また、やむを得ない理由等により、プロポーザルが中止になった場合においても同様とします。
- (2) 次に掲げる提案は無効とします。
 - ア 参加資格を有しないものが提案をした場合
 - イ 見積金額が限度額を超える提案をした場合
 - ウ 提出書類の内容に虚偽の記載があった場合
 - エ 事業者選定委員会の委員に働きかけ、審査の結果に影響力を行使しようとした場合

1 4 書類等の提出先及び問い合わせ先

〒470-0224 みよし市三好町八和田山15番地

みよし市民病院 管理課

電話番号 0561-33-3300

ファクシ 0561-33-3308

Eメール hospital@city.aichi-miyoshi.lg.jp

受付時間 平日午前9時から午後5時まで（ただし正午から午後1時までを除く。）